

卓 話

平成 29 年 12 月 12 日

『 “一線を越えるとは何か” 及び民法改正 』

秋保賢一 会員

「一線」というのは色々あると思います。北朝鮮の兵士が板門店で超えたのも一線を越えたということでしょうし、日馬富士も一線を越えてしまいましたね。今日は、女性議員である I 議員や Y 議員が不倫を疑われた際に記者会見で「私たちは一線を越えていません。」といったときの「一線」は、法律的にはどういう意味か考えてみようという試みです。この問題を考えるに当たって、一つの視点は、民法 770 条 1 項 1 号の不貞行為になるかどうかという視点です。もう一つの視点は、民法 709 条の不法行為に当たるかどうか、つまり不倫相手の配偶者から慰謝料請求されるような行為かどうかということです。



まず、民法 770 条 1 項 1 号の不貞行為の方ですが、一般的には、配偶者以外の異性と性的関係を持つことと言われています。もちろん一緒に食事に行ったり、映画を見に行ったりしても肉体的接触がなければ不貞行為にはなりません。手をつないだり、キスをしたり、ハグをしたりということになるとまあ、その時の状況次第という面もありますが、やはり不貞行為にはならないことが多いと思います。I 議員も Y 議員もそれ以上の性行為があったことは否定しており、ホテルの同じ部屋にいたというだけでこれを証明できるかという疑問があります。したがって、I 議員についても Y 議員についても「不貞行為」があったと認めるのは難しいと思います。つまり、そういう意味では「一線を越えていない」ということになるのかもしれない。

しかし、I 議員については、手をつないで身を寄せ合っている写真があり、その相手方の市議が I 議員に対して恋愛感情があったことを認めていますので、その市議の奥さんから I 議員に対して慰謝料請求がされると、性行為があったことを証明できなくても慰謝料が認められる可能性があります。つまり、I 議員は、相手の奥さんから慰謝料請求がされるような行為をしてしまったということで「一線を越えてしまった」といえるかもしれません。

他方、Y 議員については、そういう証拠がないので、未だ「一線は越えていない」ということになるのではないのでしょうか。ただし、あくまでも法的にという意味であって、疑惑を招いたことについて政治的な責任があるということは Y 議員ご自身も認めて離党しておられますね。

時間が余りましたので、民法改正について一言。

120 年ぶりの民法の大改正がありました。今回の改正は、非常に多岐に及んでおりますが、まず、短期消滅時効制度が廃止されて、債権の行使ができることを知ったときから一律 5 年ということになりました。それから遅延損害金の利率が 5% から 3% に下がりました。また、家賃の連帯保証人や身元保証人などについては、極度額つまり責任を負う上限を決めておかないと契約自体が無効ということになります。また、経営に関係のない親戚や知人を事業資金借入れの連帯保証人にする場合は公正証書にしなければならない等、連帯保証人に対する保護が図られています。

そして、今回の民法改正で「瑕疵担保責任」という言葉自体がなくなり、これまでは、瑕疵の種類によって請求できる内容が違っていたのが、瑕疵の種類に関係なく、履行の追加請求（修補、代替物の提供、数量追加）と代金減額請求、損害賠償及び解除が認められることになりました。これらの請求ができるかどうかは、「契約に適合しているか否か」で判断されますので、取引基本契約書の「契約の目的」というのがとても重要になってくると思います。